

令和8年度 日本学生支援機構奨学金「大学院修士課程進学予定者に係る特に優れた業績による返還免除内定候補者」申請要領

1. 対象者

令和8（2026）年度に大学院修士課程への進学を希望し、以下の（1）～（3）のいずれも満たす者が対象です。
 なお、一貫制博士課程及び専門職学位課程への進学を予定している者は、本制度の対象外です。

- （1）大学学部等において修学支援新制度（旧制度の給付奨学金を含む）を利用していること
 （※1）又は住民税非課税世帯であること（※2）。
- （2）特定分野（「科学技術イノベーション創出に寄与する分野（情報・AI、量子、マテリアル等）」
 又は「大学の強みや地域の強み等を生かした分野」）への進学を希望していること。（※3）
- （3）将来、上記②に記載の特定分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な
 能力を備えて活動することができると認められる者。

※1 …修学支援新制度の利用者とは、本内定制度推薦時点で、支援区分が第I～III区分又は多子世帯（支援区分は問わない）のいずれかの者です。ただし、資産超過により「停止中」となっている者は対象外です。

※2 …給付奨学生でない場合（過去に修学支援新制度を利用していても、既に満期を迎えている場合や廃止等で支援を受けている場合を含む）、学生本人及び生計維持者（父母がいる場合は原則として父母2名）の所得証明書等（取得可能な最新の年度のもの）により、全員の市区町村民税所得割額が0円であるとの確認を行います。また、「資産の申告書」により、住民税非課税世帯の学生本人及び生計維持者の資産の合計額が5,000万円未満であるとの確認も行います。

※3 …本学の各研究科はいずれも対象となります。

2. 申請の流れ

下記（1）～（4）を **3. 申請期間** 内に行ってください。

- （1）本学HPから、**スカラネット入力下書き用紙**の様式をダウンロードし、下書きを作成する。
 - （2）以下Formsから事前申請を行い、スカラネット入力に必要なID・PASS（※）を取得する。
 ※スカラネット入力サイトのリンク及びID・PASSは、事前申請を行った者にメールでお知らせします。
- 【Forms】 https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=gep7LaFPW0qvZ6_-yDjIPnSr6krO7ElPhBRLW8arpQhUMU9XNVdONDcxMFUxR05MUDhaMFFVNlNEWSQlQCN0PWcu
- （3）下書き用紙を見ながら、スカラネット入力を行う。
 - （4）【該当者のみ】給付奨学生でない場合は、3. 申請書類 > ②資産の報告書、③学生及び生計維持者の所得・課税証明書を申請期間内に、学生支援センター窓口へ提出する。

3. 申請期間 令和8年1月19日（月）～1月23日（金）まで 【厳守】

※期間外の申請は認められません。

4. 申請書類

- ・様式ありの書類は、以下リンクからダウンロードして作成すること。

【本学HP】

<https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/campuslife/support/free/application/index.html>

No.	提出の有無	様式の有無	書類
①	提出不要	あり	スカラネット入力下書き用紙 ※スカラネット入力前に各自で作成し、手元に保管しておくこと。
②	(給付奨学生でない、 かつ、住民税非課税世 帯である場合)	あり	資産の申告書
③	提出必要	なし	学生本人及び生計維持者（父母がいる場合は原則として父母2名）の 直近の所得証明書

(※) 本学からの推薦にあたり、審査及び管理のため、この他にも必要な書類を徴することがあります。

5. 結果通知

- ・選考結果は、令和8年7月下旬の通知を予定しています。

6. 注意事項 **※重要※**

- (1) **第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）の申込みは、内定候補者の申請とは別に行う必要があります。**
- (2) 内定者となった場合でも、大学院入学後6か月以内に第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）に採用されなかった場合には、内定の効力を失います。**本制度に採用されたにもかかわらず、奨学金を申請しない場合は、内定が無効となり、他の申請者への機会提供も妨げることになります。必ず、大学院の予約採用あるいは修士課程等進学後の春の在学採用にて申込みをしてください。**
- (3) **内定は、大学院入学後に採用された最初の第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）にのみ適用されます。** 例えば、返還免除内定制度をもって進学し、1年次の春に授業料後払い制度に採用され、2年次の進級時に授業料後払い制度を辞退して第一種奨学金に採用されると、後から採用となった第一種奨学金には内定が適用されません。逆に第一種奨学金を辞退し、授業料後払い制度へ変更した場合も同様です。なお、特に優れた業績による返還免除の申請は、貸与を終了した年度が基準となり、辞退した年に申請が必要となります。
- (4) **内定者であっても、貸与終了時には業績免除の申請が必要です。** 遺漏なきようご注意ください。

7. 貸与期間中の留意事項

(1) 中間評価

年に1回、2年生以上への進級時に内定者として相応しい成績を挙げているかを確認する中間評価を実施します。各内定者が以下の①～⑤の全ての項目を満たしているかを大学にて確認し、日本学生支援機構に報告します。

なお、中間評価において内定者本人が行う手続きはありません。

- ① 貸与奨学生適格基準の細目に基づく、「廃止」区分に該当していないこと
- ② 貸与奨学生適格基準の細目に基づく、「停止」区分に該当していないこと
- ③ 貸与奨学生適格基準の細目に基づく、「警告」区分に該当していないこと
- ④ 修業年限内で課程を修了する見込みであること
- ⑤ 文部科学省令第36条第1号～第10号で定める各業績について、引き続き十分な成果を挙げる見込みがあること

上記①～⑤うち、ひとつでも満たしていない項目があった場合は、内定取消となります。

中間評価の実施は、毎年3～4月頃を予定しています。

(2) 年間を通じた確認

中間評価の実施期間に拘らず、年間を通じて上記(1)①②④のいずれかを満たしていないと大学が判断した場合は内定取消となります。

(3) 内定取消の対象外

内定取消の事由に該当する場合でも、以下の場合は、内定取消とはなりません。

- ・災害、傷病、感染症の影響その他のやむを得ない事由により、修業年限内で課程を修了できなくなったことを大学が認めた場合
- ・修業年限の途中で貸与が終了した場合であっても、修業年限内で課程を修了する見込であることを大学が認めた場合
- ・休学（長期欠席は除く）に伴い、これに相当する期間、修了期が延期した場合

8. よくある質問

Q 1. 給付奨学生として採用されていませんが、授業料減免のみ受けています。所得証明書の提出は必要ですか。

A 1. 所得証明書の提出は不要です。スカラネットでの申請時は、「B. 2. (8) あなたは現在給付奨学生を受給していますか。」の設問は「いいえ」を選択し、「B. 2. (9) あなたは住民税非課税世帯（市区町村民税の所得割額が「0円」）ですか。または、修学支援制度の授業料減免のみを利用していますか。」の設問は「はい」を選択してください。

Q 2. 学部生時代に給付奨学生でしたが、卒業から数年経過しています。所得証明書の提出は必要ですか。

A 2. 所得証明書の提出が必要です。すでに給付奨学生の受給が終了している場合や廃止となっている場合は、スカラネットの「(8) あなたは現在給付奨学生を受給していますか。」の設問では「いいえ」を選択してください。

Q 3. 学生本人が社会人の場合は、学生本人の所得証明書だけを提出すればよいですか。

A 3. いいえ。学生本人が社会人であっても、学生本人及び生計維持者（父母がいる場合は原則として父母2名）全員分の所得証明書の提出が必要です。

Q 4. 給付奨学生として採用されていますが、支援区分が「多子世帯」であるため、給付奨学生の受給はありません。この場合、「B. 2. (8) あなたは現在給付奨学生を受給していますか。」の設問は「いいえ」を選択するのでしょうか。

A 4. 以下の表にて申請可否欄が○の場合は、「はい」を選択してください。

【支援区分別の内定制度申請可否】

修学支援新制度における多子世帯でない		修学支援新制度における多子世帯である	
支援区分の名称	申請可否	支援区分の名称	申請可否
第I区分	○ (※)	第I区分（多子）	○ (※)
第II区分	○ (※)	第II区分（多子）	○ (※)
第III区分	○ (※)	第III区分（多子）	○ (※)
第IV区分（対象外）	×	第IV区分（多子）	○ (※)
支援区分対象外	×	多子世帯	○ (※)

(※) 資産超過で停止中の場合は、申請できません。

Q 5. 給付奨学生が学業成績により停止中の場合でも返還免除内定制度に申請することはできますか。

A 5. はい、学業成績により停止中の場合でも申し込みは可能です。ただし、支援区分が第I区分～第IV区分及び多子世帯のいずれかである必要があります。